

【労働保険事務組合制度】について



労働保険事務組合とは？

厚生労働大臣の認可を受け、中小企業の事業主に代わって、労働保険の事務手続きや、保険料の申告納付や各届書に関する手続きをする団体のことです。

境港商工会議所は事務組合の一つです。

》》労働保険事務組合に加入し、事務の代行をされますと…

- 労働保険(労災保険・雇用保険)事務の手間が省け便利です。
- 事業主・役員・家族従事者も労災保険に加入することができます(特別加入制度)。
- 労働保険料の額にかかわらず、3回(6月,11月,2月)に分割納付ができます。



事務委託できる事業主

- ①常時雇用する労働者の総数が、300人(卸売業・サービス業は100人、小売業・金融保険業は50人)以下の事業主であること。
- ②境港商工会議所の会員であること。



事務委託の内容

- 労働保険の確定申告及び保険料納付に関する事務
- 保険関係成立届、雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務
- 労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- 雇用保険の被保険者に関する資格取得・喪失等の届出の事務
- その他労働保険についての申請、届出、報告に関する事務

※事務委託手数料として労働保険料の5%+消費税をいただいています。
(上限額 220,000 円、下限額 3,300 円。)

〔本件お問い合わせ先〕
境港商工会議所 事務組合担当
TEL: 0859-44-1111